

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年6月30日 23時55分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市 <small>おおこ</small> 大小島南東岸沖 大小島灯台から真方位138° 150m付近 (概位 北緯33° 12.5′ 東経132° 23.4′)
事故の概要	漁船第二十一 <small>かくえい</small> 覚栄丸は、霧で視界制限状態となった状況下、南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年8月3日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十一覚栄丸、198トン
船舶番号、船舶所有者等	120431、住宝丸活魚運搬株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士A、五級（航海）
負傷者等	なし
損傷	ビルジキールに曲損
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南西、風力 1、視程 約25m 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、船首約0.8m、船尾約2.8mの喫水で、航海士Aが単独の船橋当直につき、霧で視界制限状態となったフブシノ瀬戸を約7.5ノットの対地速力で手動操舵により南西進した。</p> <p>航海士Aは、0.75海里レンジに設定したレーダー画面の船首至近に他船と思われる映像を認めたので、衝突を避けようと右舵を取ったところ、大小島南東岸沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>航海士Aは、大小島灯台の灯光を確認しようとして、船位の確認を行っていなかった。</p> <p>航海士Aは、フブシノ瀬戸を数多く航行した経験を有していたが、霧で視界制限状態となった同瀬戸を航行するのは初めてであった。</p>
分析	本船は、霧で視界制限状態となったフブシノ瀬戸を南西進中、航海士Aが、他船と思われる映像を認め、衝突を避けようとした際、船位の確認を行っていなかったことから、大小島南東岸沖の浅所に向かう態勢となったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が霧で視界制限状態となったフブシノ瀬戸を南西進中、航海士Aが、他船と思われる映像を認め、衝突を避けようとした際、船位の確認を行っていなかったため、大小島南東岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 視界制限状態においては、安全な速力に減じ、定期的に船位の確認を行うこと。
-----------	--